

石桜同窓会設立90周年記念事業実行委員会規約

(名称)

第1条 本会は石桜同窓会設立90周年記念事業実行委員会(以下実行委員会という)と称する。

(所在地)

第2条 本会の事務局は、盛岡市長田町7番60号 岩手中・高等学校内 石桜同窓会事務局内に置く。

(目的)

第3条 実行委員会は、石桜同窓会が令和5年に設立90周年を迎えることから、記念事業を推進することを目的として設置する。

(事業)

第4条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 記念式典の開催
- (2) 記念講演会もしくは記念音楽会
- (3) 記念誌の発行
- (4) 母校に寄与する事業(マイクロバス進呈)
- (5) 上記目的事項を達成するために、記念事業寄附金を募集する。
- (6) その他第2条の目的を達成するために必要なこと。

(構成員)

第5条 実行委員会の委員の構成は石桜同窓会役員より選出し、同窓会長が任命する。
転入・転出に伴う加入・脱退については、随時可能とする。

(役員)

第6条 実行委員会に次の役員を置く。

- (1) 実行委員長 1名
- (2) 副実行委員長 3名
- (3) 実行委員 若干名
- (4) 監事2名
- (5) 会計1名

2 実行委員長は石桜同窓会長をもって充てる。

3 副実行委員長、実行委員、監事は実行委員長が委嘱する。

4 委員長は本会を代表し、一切の会務を代理する。

副委員長は委員長を補佐し、委員長事故ある時はその会務を代理する。

会計は本会の会計業務を行う。

監事は会計を監査する。

(運営)

第7条 実行委員会は第3条の目的を達成するために必要に応じて、会議を開催して夫々の事項について協議決定する。但し、最終決定は実行委員会で決定する。

2 会議は3分の2の出席をもって成立する。

3 役員を選任、予算・決算の承認等は実行委員会を開催し、出席者の過半数の同意をもって決定する。

4 実行委員会は基本的には定例として月2回開催する。

(任期)

第8条 役員任期は、実行委員会が解散するまでとする。

(費用)

第9条 第2条の目的を達成するための費用は寄附金で賄う。

2 この事業達成後、収支決算書を作成して募金協力者に公表する。

(会計年度)

第10条 会計年度は毎年6月1日から翌年5月31日までとする。

(改正)

第11条 この規約は構成員の過半数の同意をもって改正することが出来る。

(設立年月日)

第12条 実行委員会の設立年月日は令和4年2月4日とする。

(規約施行日)

第13条 本会則は令和4年2月4日より施行する。

この規約の記載内容について事実と相違ないことを証明します。

岩手県盛岡市上堂4-5-35

石桜同窓会設立90周年記念事業実行委員会

実行委員長 村井紀之

